



がんは早期発見すれば90%以上が治ります

胃・前立腺・大腸・乳・子宮頸がん検診を実施

【検診日】6月23日(日)

【検診場所】井田公民館

| 検診内容 | 受付時間 | 定員 | 料金 |
|---|------------------------------|------|------------------------------|
| ◆ 胃がん *前夜9時以降は何も食事をしないでください *多少の水、お茶は飲んでかまいません | 午前8時30分～10時 | 40人 | 40歳～69歳…500円 40歳未満…1,400円 |
| ◆ 前立腺がん *採血による検査です | 午前8時30分～10時 | 50人 | 40歳～69歳…500円 40歳未満も同額 |
| ◆ 大腸がん *申し込まれた方には問診票と容器を送付します *便秘薬を使用されても検診は可能です | 午前8時30分～10時30分 午後1時30分～3時 | なし | 20歳～69歳…200円 |
| ◆ 乳がん(マンモグラフィ検査) *マンモグラフィ検査は40歳以上の方が対象です *バスタオルを持参してください | 午前9時～11時30分 午後1時30分～3時 | 各37人 | 40歳～69歳…1,500円 |
| ◆ 子宮頸がん *子宮入り口部分にできる「子宮頸がん」を採取器具で細胞をこすり取って調べます | 午後1時30分～3時 | 50人 | 20歳～69歳…500円 20歳未満…1,000円 |

- ※ 町が行う各がん検診の受診回数は、1人あたり年1回とさせていただきます。(予約が必要です)
- ※ 胃に病気がある方や、過去に胃の手術を受けた方は、集団検診は控え医療機関でご相談ください。
- ※ 乳がん・子宮頸がん検診は、指定の医療機関でも受診することができます。ぜひご利用ください。
- ※ ペースメーカーなどの人工物が入っている方はマンモグラフィ検査は控えください。
- ※ 乳がん無料クーポン券、子宮頸がん無料クーポン券をお持ちの方はご持参ください。

70歳以上の方は
全ての検診が無料

▶詳しくは、役場みらい健康課(☎33-0355)までお問い合わせください。

40・50・60・70歳になる方が対象です

歯周病検診が無料で受診できます



町では、むし歯や歯周病の予防、早期発見のため、令和元年度に40・50・60・70歳になる方を対象に歯周病検診を行っています。対象となる方には5月中にご案内の通知が届いていますので、事前に申し込みのうえ受診してください。

この機会にお口の中の健康状態をチェックしてみたいはいかがでしょうか。

| | 集団健診 | 個別健診 |
|-------|------------------|------------------------|
| 持ち物 | 歯周病アンケート兼問診(検診)票 | 歯周病アンケート兼問診(検診)票、医療保険証 |
| 会場 | 保健センター | 町内歯科医療機関 |
| 日時・期間 | 6月2日(日) 午前9時～12時 | 6月1日(土)～7月31日(水) |
| 申し込み先 | みらい健康課 | 町内歯科医療機関 |
| 定員 | 先着30名 | 先着30名 |

▶詳しくは、役場みらい健康課(☎33-0355)までお問い合わせください。

中学校卒業までの児童・生徒を養育している方へ

児童手当の現況届は6月28日までに提出を!

児童手当および特例給付(以下、「児童手当等」という)は、中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方に支給されます。

児童手当等の支給を受けている方には、6月上旬に役場福祉課から「児童手当・特例給付現況届」を送付しますので、必要事項を記入し、下記③の必要書類を添付して、6月28日(金)

までに役場福祉課に提出してください。この届の提出がないと、6月分以降の児童手当等が受けられなくなりますので、ご注意ください。

【児童手当・特例給付現況届とは】

毎年6月1日現在の状況を把握し、6月以降の児童手当等を引き続き受ける要件(児童の監督や保護、生計同一関係など)を満たしているかどうかを確認するためのものです。

① 支給対象児童および支給額(児童1人当たりの月額)

| 対象児童 | 支給額 | |
|-----------------|---------|---------|
| 3歳未満 | 15,000円 | |
| 3歳から 小学校修了まで | 第1・2子 | 10,000円 |
| | 第3子以降 | 15,000円 |
| 中学生 | 10,000円 | |

※「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。



② 所得制限限度額

| 扶養親族等の数 | 所得制限限度額 | 収入額の目安 |
|---------|---------|---------|
| 0人 | 622万円 | 833.3万円 |
| 1人 | 660万円 | 875.6万円 |
| 2人 | 698万円 | 917.8万円 |
| 3人 | 736万円 | 960.0万円 |

※扶養親族等の数が4人以上の場合の所得制限限度額は、1人につき38万円を加算します。
※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として児童1人につき月額5,000円を支給します。

③ 現況届の手続きに必要なもの

| 対象者 | 必要なもの |
|----------------|--|
| 受給者全員 | <ul style="list-style-type: none"> 児童手当・特例給付現況届 受給者本人の健康保険被保険者証の写し等(紀宝町国民健康保険被保険者証をお持ちの方は不要) 印鑑(認印) |
| 養育する児童と別居している方 | <ul style="list-style-type: none"> 別居監護申立書 |

※公務員などの共済の方は、勤務先で手続きをしてください。

▶詳しくは、役場福祉課(☎33-0339)までお問い合わせください。